平成16年12月28日 訓令甲第19号

(趣旨)

第1条 この基準は、指名競争入札による契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るため、御嵩町が発注する建設工事等の請負契約及び物品の買い入れ等の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者(以下「指名業者」という。)の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 発注契約 町が発注しようとする契約をいう。
  - (2) 既発注契約 町が既に発注した契約をいう。

(適格性の判定)

- 第3条 町長は、指名業者について、その適格性を判定するときは、次に掲げる事項について調査及び審議するものとする。
  - (1) 工事の請負契約
    - イ 不誠実な行為の有無その他の信用状態
    - 口 工事成績
    - ハ 手持工事の状況
    - ニ 当該工事に対する地理的条件
    - ホ 当該工事施工についての技術的適性
    - へ 安全管理の状況
    - ト 労働福祉の状況
  - (2) 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の契約
    - イ 不誠実な行為の有無その他の信用状態
    - 口 業務成績
    - ハ 手持業務の状況
    - ニ 当該業務実施についての技術的適性
    - ホ 安全管理の状況
    - へ 労働福祉の状況
  - (3) 物品の製造、販売及び役務の提供等の契約
    - イ 不誠実な行為の有無その他の信用状態
    - 口 納入成績
    - ハ 納入、保守等の迅速性、適性
    - ニ 当該契約履行に対する地理的条件
    - ホ 当該契約履行についての技術的適性

(指名業者の選定)

第4条 指名業者を選定する場合は、御嵩町競争入札参加資格審査要領(平成16年 訓令甲第18号)第7条第1項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録された 者のうち、前条の規定により適格性を有すると判定された者の中から指名するも のとし、予定価格に対応する指名業者の数は、別表のとおりとする。ただし、特 殊な技術を要する契約その他契約の性質又は目的により指名業者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、随意契約の相手方の選定について準用する。

(優先指名基準)

- 第5条 第3条により適格性を有すると判定された者のうち、次の各号の一に該当する者については、他の適格業者に優先して指名することができる。
  - (1) 既発注契約の履行成績が優秀であった者
  - (2) 発注契約と同種の業種を専業とする者
  - (3) 町内に本店又は従業員を常勤させている営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。)を置いている者(指名の制限)
- 第6条 町長は、指名業者を選定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、指名することができない。
  - (1) <mark>御嵩町競争入札参加資格停止措置要領</mark>(平成4年訓令甲第8号)に基づく資格停止期間中である者
  - (2) 履行済及び履行中の既発注契約において、不誠実な行為のあった者
  - (3) 既発注契約を履行中の者であっては、その契約の履行実績が相当程度に達していないもの。ただし、営業規模、履行実績その他の条件を勘案し、発注契約を履行する能力を有すると認められるときはこの限りでない。
  - (4) 御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年訓令甲第41 号) 別表に掲げる要件に該当する者

(平22訓令甲41·平31訓令甲15·一部改正)

(雑則)

第7条 この基準に定めるものを除くほか指名選定に関し必要な事項は、その都度、 町長が御嵩町契約審査委員会の意見を聴いて定める。

附則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令甲第41号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年11月22日から施行する。

附 則(平成31年訓令甲第15号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表(第4条関係)

	選定区分	予定価格	指名業者選定数
Ι		5百万円未満	3以上
П		5百万円以上1千万円未満	5以上
Ш		1千万円以上5千万円未満	7以上
IV		5千万円以上1億円未満	9以上
V		1億円以上	12以上